

熊取町議会委員会会議録

[令和 6 年 9 月 定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊取町議会

目 次

[議会運営委員会（8月29日）]

令和6年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

[議会運営委員会（9月12日）]

令和6年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	8

[総務文教常任委員会]

議案第51号 熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	13
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事）	13
質 疑	13
採 決	14
議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事）	14
質 疑	14
採 決	15
議案第54号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事）	15
質 疑	15
採 決	16
議案第58号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	16
質 疑	16
採 決	21

[事業厚生常任委員会]

議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	24
質 疑	24
採 決	24
議案第50号 介護保険条例の一部を改正する条例	25
質 疑	25
採 決	26
議案第55号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することについて	26
質 疑	26
採 決	27
議案第56号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	27
質 疑	27
採 決	27

議案第59号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	28
質 疑	28
採 決	28
議案第60号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	28
質 疑	28
採 決	28
議案第61号 令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	29
質 疑	29
採 決	29

議 会 運 営 委 員 会

議会運営委員会

月　　日 令和6年8月29日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	大林隆昭
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹
欠席委員	委員	石井一彰		
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和6年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は5名であります。なお、石井委員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和6年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

まず、行政報告事項についてでございます。件数は全部で6件でございます。

1件目の令和5年度熊取町一般会計予算継続費精算報告につきましては、令和5年度熊取町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

2件目の令和5年度熊取町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の令和5年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の第130回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和6年8月9日に開催されました当審議会の概要について報告するものでございます。

5件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告につきましては、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について報告するものでございます。

6件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、予定議案でございます。

2ページをご覧ください。件数は全部で21件でございます。

1件目と2件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、令和6年9月30日付をもって委員の辞職及び任期が満了しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

1人目は、鈴木直子氏の辞職に伴い、同氏の後任について、2人目は、一ノ瀬由美子氏の任期満了に伴い、同氏の後任について同意を求めるものでございます。

3件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

4件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料に係る普通徴収の特例の廃止及び納期の変更、並びに指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時に行う場合の手数料を定める必要があるため、条例案を提出するものでございます。

5件目の熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例につきましては、熊取町文化ホールに整備する備品等の使用料を新たに設定するため、条例案を提出するものです。

6件目から8件目の工事請負契約の締結についてにつきましては、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1つの工事は、熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事、2つの工事は、熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事、3つの工事は、熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事の工事請負契約の締結でございます。

9件目の大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することにつきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することを同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

10件目の大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びに、これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するものでございます。

11件目の令和5年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この議案は、決算書案を確定するため、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたく、お願いするものでございます。

12件目の令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,496万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和5年6月2日の大雨により崩れた準用河川見出川左岸の河川法面修繕工事、南学童保育所トイレ洋式化等改修工事、成合地区集会所併設老人憩の家改修工事に係る経費などの補正でございます。

13件目の令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、国民健康保険財政調整基金積立金、令和5年度特定健診等負担金等の確定に伴う余剰金返還などの補正でございます。

3ページをご覧ください。

14件目の令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和5年度保険料収納額決算余剰金を広域連合負担金に返還するための補正などでございます。

15件目の令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,526万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和5年度介護給付費等の確定による精算及び令和5年度決算に伴う基金積立金確定に伴う補正などでございます。

16件目の令和5年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から令和5年度熊取町下水道事業会計決算認定までの決算認定6件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和6年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

9月定例会の会期については、別紙日程表（案）のとおり、9月4日から9月27日までの24日間といたします。

本会議の開催については、9月4日、5日、6日、9日及び27日の5日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を9月12日に、総務文教常任委員会を9月13日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします決算審査特別委員会を9月17日、20日、24日及び25日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を9月12日に、議員全員協議会を9月13日に開催いたします。

以上のとおり、令和6年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、一般質問につきましては、8月21日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては、8月27日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営ですが、日程第4 議案第47号及び日程第5 議案第48号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第14 議案第57号 令和5年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上3件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第8 議案第51号 熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事の件）、日程第10 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事の件）、日程第11 議案第54号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事の件）及び日程第15 議案第58号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上の5件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第6 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第50号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第55号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することについての件、日程第13 議案第56号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、日程第16 議案第59号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第17 議案第60号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第18 議案第61号 令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、以上7件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議していただきます。

次に、日程第19 議案第62号 令和5年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第63号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第64号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第65号 令和5年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第66号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第24 議案第67号 令和5年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件については、決算審査特別委員会を設置した上で特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和6年9月熊取町議会定例会の運営を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和6年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君） 次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等一覧をご覧ください。

意見書につきましては、2件提出されております。

渡辺議員から、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、国際的な知見に基づくPFAS対策を求める意見書（案）、以上2件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月12日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で令和6年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時16分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

議会運営委員会

月　　日 令和6年9月12日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹		

欠席委員 なし

事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛
-----	--------	------	----	------

付議審査事件

- 1) 令和6年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
 - 2) その他
-

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案がございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、まず、先日持ち帰っていただきました意見書2件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この慢性閉塞性肺疾患（COPD）につきまして、どんな病気かという原因と症状とかにつきましては、資料を今回つけさせていただきましたので、その資料を見ていただけたらと思います。

そして、それと併せて、検査体制の強化というところで、スパイロメーターの配備をということで意見書の中に記載されているんですが、スパイロメーターにつきましての説明もつけさせていただいておりますので、ご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（坂上昌史君）次に、ご意見を承ります。ご意見等はありますか。

よろしいでしょうか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）この意見書の内容は、もっともな内容かなとは思うんですが、何分、COPDというその言葉自体は、ちょっとよく知りませんでしたので、この検査体制の強化というところに、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時にというふうな、そういう表現があるんですが、現在このスパイロメーターの配備というのは、まだまだ全国的には不十分だというところなんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）はい、そうですね。それで、それについて、医療機関とか、そういうところへ配

備できるように支援するようにといった内容でございます。

委員長（坂上昌史君） 坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君） 結構です。はい。

委員長（坂上昌史君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかにないようですので、反対意見がないようですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の国際的な知見に基づくP F A S 対策を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

次に、ご意見を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ちょっとまず教えていただきたいんですけれども、国際的な知見に基づくP F A S 対策というところで、ちょっと状況の説明等があるんですけれども、7行目のところに、環境省が行ったP F A S の製造、使用の実績がある施設などの周辺における調査では、環境省が設定した暫定的な目標値を超えるP F A S が全国各地で検出され、P F A S の人体への暴露防止の対策などを講じていく必要性が高まっているという内容のところにつきまして、暫定的な目標値を超えるP F A S が全国各地で検出されたというふうなことが書いているんですけれども、それは、全国各地というのはどこで検出されたのか教えていただきたいなと思います。

委員長（坂上昌史君） 坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君） 私の手元にあります資料では、環境省の2022年度の調査で、全国16都府県の河川や地下水など111地点で暫定目標値を超えていたという発表がありました。具体的に、暫定目標値を超えていた16都府県というのは、山形、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、福井、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、熊本、大分、沖縄、このうち合計の値が、代表的2物質の合計で1リットル当たり50ナノグラムという暫定目標値を超える値で最高だったのが、大阪府摂津市の地下水で、1リットル当たり2万1,000ナノグラムだったと。この辺りは暫定目標値の約420倍の高濃度になるということです。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

次に、下のところで、欧州食品安全機関やその他の海外の機関がこれまでに様々に指標値を示す中というところからの段落の分で、我が国における分のところのその3行下のところですが、発がん性、新生児の体重増加抑制や免疫抑制、脂質異常といった重大な疾患とP F A Sとの関係性が様々に指摘されているとあるんですが、この重大な疾患というのは、あとどういった疾患になるのか。ちょっと具体的に、どんな健康被害のことを言われているのか教えていただけたらと思います。

委員長（坂上昌史君） 坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君） ここで言っている重大な疾患というのは、そこに具体的に表現したことを探しているんじゃないでしょうか。要するに、発がん、がんが発生する危険性があるとか、新生児の体重増加抑制、免疫抑制、脂質異常といった、そういう意味かと思うんですけれどもね、それ以外に重大な疾患という、そういう表現ではないと思います。

委員長（坂上昌史君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） それが、だから、それと関係性が指摘されているというふうになっているんですけども、体重増加抑制とか免疫抑制とか脂質異常というところが、ちょっとよく分かりにくいなと。どういうことを言っているのかちょっと分からぬなというところと、それと関係性が様々に指摘されているというふうにあるんですが、どこが指摘されているんでしようか。どこで、どこにその

ように指摘されているんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）それは、ヨーロッパの専門的な機関で指摘されているという、そういうことかと思います。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）専門的な機関というのは、どういったところですか。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）正式名称として、欧州食品安全機関という、そういう機関ですね。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）欧州食品安全機関が出しているその指標値とか、また国際的な調査結果とかも軽視したというふうな、日本が今出している指標値というものが違うというような意見書になっているかと思うんですが、国際的な調査結果とか欧州食品安全機関が出している指標値というものはどういった指標値なんですか。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）そこにはちょっと参考としての意見書がそもそも書いていなかったんで、そこに省略しているんですが、だから、我が国の許容摂取量は欧州基準の60倍超と書いていますよね。だから、日本の設定している、上にある体重1キログラム当たりPFOA・PFOSそれぞれ1キログラム当たり20ナノグラムという、こういう基準とか、あるいは水道水や河川の水1リットル当たり50ナノグラムというふうな、そういう基準値が、この欧州食品安全機関が設定した基準の約60倍ぐらいになるという。だから、その60分の1ぐらいにした基準が欧州食品安全機関の基準だということです。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）何というか、私たちが判断する分につきましては、ここに書いてある文章だけでは、基準値がどれだけで日本が出している指標値はどれだけでというところの分につきまして分からぬ中で、私たちが認識できない中で、この意見書を通すことは難しいなというふうに思うんですが、ちょっと私自身も内閣府が出している食品安全委員会の有機フッ素化合物（PFAAS）の食品健康影響評価についてという調査結果につきましてネットで調べさせていただきました。

そこでは、一応、ワーキンググループが、日本の食品安全委員会のほうで、内閣府のほうで、その分につきまして調査した結果が載っているんですけども、そこでは、PFOSというのは0.6から1.1ng、ナノグラムですか、1キログラムに対して0.6から1.1ngとなっていて、PFOAは0.066から0.75ng・パー・キログラムとなっていまして、だから、それがここにある1キログラム当たりの20ngという結果とは違う結果が、この日本の内閣府が出した食品安全委員会では数値として報告書が上がっておりまして、その結果のまとめとしましては、今回の食品健康影響評価で分かったことということでまとめてあるんですけども、疫学研究からはPFOS・PFOAと健康影響との関連が「ある」という報告と「ない」という報告があり、それぞれの健康影響について検討した結果、PFOS・PFOAとの関連については確かなものとは言えないという結論があって、疫学研究で報告されている健康影響については、指標値を算出するには証拠が不十分である。発がん性について、PFOAと腎臓がん、精巣がん、乳がんとの関連の報告があるものの、証拠は限定的であり、指標値を算出するには情報が不十分ということとか、そういう結果等が載つております、まだまだ検証するにつきましての情報が不十分というところがありまして、その中で、今後への課題としては、PFOS及びPFOAをはじめとするPFAASについて、健康影響に関する情報、機序の解明、質の高い疫学研究など、今後のさらなる知見を蓄積すべきだとか、また、情報収集をもっとしなければならないとか、そういう課題があるというところで、全てまだ、何というか、断定、健康被害について結果を出せる状況ではないというような結論的なことが載つております、ですので、今ここをもう一度再評価するようにと言われているんですけども、結果

として、この分につきまして、情報がまだまだ証拠とかいろんなものにつきまして不十分であるというところですので、もう一度、今、再評価しようと言っても、結局は同じ結果になるのではないかなというふうに思いますので、この意見書につきましては、ちょっと賛成しかねるかなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

続いて、2025年大阪・関西万博児童・生徒招待事業の不安要素を払拭することを求める決議（案）について、提出者である文野委員から説明をお願いいたします。文野委員。

委員（文野慎治君）貴重な時間を頂戴して、ありがとうございます。

今、委員長のほうからご紹介いただきましたように、本会議最終日に2025年大阪・関西万博児童生徒招待事業の不安要素を払拭することを求める決議を出させていただきたいと思います。提出者は文野慎治で、賛成者につきましては、全会派の代表から賛同を得て、表紙のほうに記載をさせていただいております。

この間、様々な形で招待事業に関する危険要素がある中で、まだまだ万博へ子どもたちを送ることについて不安な要素がたくさんあるということが、この間の質問の中でもやり取りがされております。

そこで、大阪府が計画するこの生徒招待事業に関する不安要素が払拭されるよう、確かな情報を示し、万全の安全対策を講じることという形で、今回、議員提出議案として提出をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いを申し上げまして説明に代えたいと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。

委員長（坂上昌史君）本件について、ご意見、ご質問等を承ります。ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

ないようですので、議会会議規則第13条の規定により追加議案として上程し、本会議で審議していただきます。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和6年9月定例会閉会から令和6年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、令和6年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたします。

ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案につきましては、9月25日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時47分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

總務文教常任委員會

総務文教常任委員会

月　　日 令和6年9月13日（金曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	文野慎治	副委員長	渡辺豊子
	委員員	石井一彰	委員員	坂上昌史
	委員員	坂上巳生男	委員員	田中圭介
	議長	河合弘樹		
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	総務部理事	井口雅和
	健康福祉部長	野原孝美	健康福祉部統括理事	石川節子
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	山田大河	都市整備部理事	庭瀬義浩
	教育次長	巖根晃哉	教育委員会事務局理事	三原順
	企画財政課長	近藤政則	企画財政課参事	竹田陽介
	総務課長	道端秀明	人事課長	大神輝光
	健康・いきいき高齢課長	桑原良治	介護保険課長	松藤茂孝
	障がい福祉課長	馬場智代	生活福祉課長	降井広志
	子育て支援課長	安達純子	保育課長	黒川潔
	保険年金課長	橘和彦	まちづくり計画課	馬場高章
	下水道河川課河川農水室長	西村幸洋	学校教育課長	岡本栄治
	学校教育課参事	上垣圭市	生涯学習推進課	大屋真志
	生涯学習推進課参事	立石則也		
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 議案第51号 熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第54号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第58号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力を願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文

教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長（文野慎治君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月5日の本会議において本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（文野慎治君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（文野慎治君）初めに、議案第51号 熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）こちらの使用料なんですが、これは何らかの条件で減免の規定とかというのはあるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）文化ホール規則のほうで教育委員会が認める場合、また、我々が使う場合は全額減免であったり、教育委員会が認めた場合は5割減免という規定が設けてありますので、その規則に基づきまして、減免が適用されれば減免するという形になります。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、この使用料につきましての価格設定というのは、どうやって価格を決めたのか、その辺のところを教えてください。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こちらのほうは、まず、やはり購入価格が幾らであるか、コストが幾らかかるかということを基に算出しております。また、使用頻度であったり、そういったものを基にしながら、周辺団体で設定しているところ、そういったところを総合的に判断してこの金額を設定させていただいたものでございます。ですので、基本になるのは、購入価格、あと使用頻度を基にしてコストというのを計算しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）一つは、リノリウムシートというのがございますが、これは一体どういう役目をするものなのか。それともう一点は、今回、ティンパニやドラムセットなど、これらのものは、主に吹奏楽団が使われるのかなという気がしますが、これらの楽器はどなたが管理するのか、その辺を教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）リノリウムシートにつきましては、主にバレエだったりダンスをする際に舞台に敷いて衝撃を和らげたり、そういうものに使うものでございます。現在ホールに8枚整備しております。あとティンパニなどの楽器の管理につきましてはホールの備品ということにな

りますので、どなたが使用するにかかわらず、本町のほうで管理のほうはさせていただきます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）本町のほうで管理するというのは、町職員が管理するということですか。それとも、指定のホールの契約している業者がいますよね、その業者に委託して管理してもらうのか、その辺はいかがですか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）楽器につきまして本町が管理すると言いましたが、楽器の専門業者がございますので、そちらのほうにメンテナンスなどをしていただくという意味でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）この使用頻度の概算と、あと近隣の状況もあるところあると思うんですけども、近隣の使用状況を教えてください。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）使用頻度につきましては、毎週1こま使用するという想定で算出のほうをしております。近隣の団体で使用料を設定しておりますのが阪南市でございまして、少し阪南市、サラダホールという文化ホールができたときに整備しておりますので、その頃の価格と比べまして、今回この価格設定にさせていただいたということになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）サラダホールは週1ぐらいで使用されているんですかね。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません、サラダホールの使用頻度というのはこちらで把握しておりませんけれども、あちらのほうにも阪南市の楽団がございまして、練習をしておるということは聞いております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第51号 熊取町文化ホール条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）各小学校、今回3校分ですが契約の締結が上がっておりまして、体育館の空調設備の工事ができるということで、大変ありがたく思っておるんですが、その分につきまして、一応工期が令和7年3月14日までとなっておりますが、これ、この分が可決し、工事がいつから始まり、何日ぐらいかかるのかというところを教えてください。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）もちろん工程の想定はしておりますが、正式には議決を受けて正式契約した後に、請負者の方とより綿密な打合せをさせていただいて、私どもとしては、冬季休暇が、長期休暇がありますので、そのあたりも考えながら、音の出る作業をなるべく授業支障のないよう

にとかということは考えておるんですが、何月何日にということにつきましては、まだ未定の状態でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。冬季休暇の間にというところで業者と話をするというところ。3校ともそうなんですかね。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）工程上のクリティカルというか、一番重要な要素は、今回の場合、空調機器等の納期というところがあると思います。そのあたりの納期を見ながら、冬季休暇と私申し上げましたのは、やはり音の出る作業がどうしても付きまといますので、そういうものについては、なるべく授業が行われていない期間を利用してということで、全体としてはやはり相当の期間かかるとは思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の小学校屋内運動場の空調設備工事の契約でありますけれども、この東小学校だけでなく、残る2校の小学校の屋内運動場につきましても、契約の相手方の業者を見ますと、町外業者ばかりであるかのように思いますが、入札の段階では、町内業者は参加していたんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）今回の開札の者につきましては、もともと指名の条件がB等級、そしてさらに拡大してA等級ということでございます。A等級とB等級にはもともと今回の管の登録というのが必要になりますので、そこには町内業者はございませんでした。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件は、原案のとおり決することにいたします。

委員長（文野慎治君）次に、議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）中央小学校の場合、この空調機の台数が、室内機の台数が10台になっているんですけども、先ほどの東小学校は8台、南小も8台になっていて、中央だけ10台になっている、その理由を教えてください。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）端的な理由としましては、3校とも体育館の広さ、あるいは天井高さが全て異なります。その関係で、計算上は収容する人員とかあるいは窓の形というようなものを考慮しまして、計算をして、理想的な空調ができる機械の台数というのを決定したところ、中央小が南小に例えれば比べると、フロアで100平方メートルほど広くなっていますので、少し風を出

す機械が多めに要るというようにご理解いただけたらと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。広さとかそういった面で計算した上で10台になったというところを理解させていただきます。

その分でこの契約金額を見たときに、中央小の場合は、だから室内機が10台になっているんですが、東小のほうが金額が高いんですよね。契約金額が中央小より。この室内機の台数が多いのに、こっちのほうが、中央のほうが契約金額が安いのはなぜか、ちょっとその辺のところの見積りになるかと思うんですが、教えてください。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）先ほどご説明しました施設の形が全て違うということが、金額に一番影響しているんですけれども、東小に関しましては、例えば、南小に比較すれば面積が少し大きい、それから、外壁の塗装の下地に、実はアスベストが入っているというのが調査結果で分かっており、配管工事等を行う際に、その部分を適切に除去する費用というのが一定含まれております。その関係で、若干その各校工事費に差が出ているような状況です。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）今後のこの空調設備の管理をされる業者というのは、施工業者とはまた別のところがやられるんでしょうか。それと、もしやられるとしたら、どこかの業者で3校とも一気に見るのか、それぞれ別の業者が管理をする予定になっているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）今後の管理につきましては、日常のガスボンベ等のメンテ、入替えというかそういったこともございますので、そういうことも勘案しながら、町内事業者の方も想定しながら、適切に維持管理をしてまいりたいというふうに考えてございます。詳細については、また今後、次年度の要求の段階で整理をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立中央小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第54号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）南小の場合、室内機が天井づりというふうになっているんですが、その辺のところをご説明お願いします。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）これも各校の構造の違いによりまして、東小と中央小につきましては、いわゆるギャラリーと言われる2階の床の高さで窓の周りに回廊があるんですけども、南小

につきましてはちょっとその通路幅が狭いもので、そこに機器を設置した場合に、後の例えば窓やカーテンの管理というのに支障が出るということで、その直上の天井部分につり下げて設置するということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。構造上の都合でというところで理解させていただくんですが、天井づりとなった場合、その耐震化というんですか、地震等があったときに、そういう面がちょっと懸念されるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それはまさに我々も設計を進める上で気にするところであります、今回の空調機につきましては、主要構造部である大きな鉄骨のところに適切に固定するという形になってございます。地震のときに落下しないというようなことも十分に考慮して設置いたしますので、危険性はないと考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません。この分についての質疑ではないんですが、後の予定ですよね。今回はこの小学校の3校につきまして、緊防債を使って予算をつけていただき、設置していただきましたが、あと北小と西小、そして中学校3校につきましては、どのような予定になっているのか教えてください。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）小学校の残り2校につきましては、現在、実施設計ということを進めてございますので、来年度の工事を計画したいというふうに考えてございます。中学校の3校につきましても、引き続き実施設計とその翌年度の工事というイメージでもって進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第58号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

(「10時20分」から「10時23分」まで休憩)

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）13ページのところに、学童保育運営事業、南学童のトイレの洋式化に係る分だという説明があったと思いますが、この学童保育所のトイレの洋式化というのはほかの学童保育所ではもう済んでいるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えさせていただきます。

現時点では、南学童保育所と中央学童保育所におきまして、多目的トイレではない男女別のトイレが共に和式のみとなってございます。このうちの南学童保育所について洋式化する経費を今回計上させていただいているというところでございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっと説明が不十分であったかと思うんですが、ほかの学童で洋式化をすべき必要なところがあるにもかかわらず、そういうのは残っていませんかという質問だったんですが。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

すみません。中央学童保育所につきましては、令和8年度に学童保育所の施設自体の大規模改修工事を計画しておりますので、そのときに合わせて、そのほうが経費を抑えることができますので、そのときに施行させていただきたいということで現時点では考えてございます。あと、ほかの学童保育所につきましては、洋式化のほうは済んでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、今の関連でなんですが、今回、南小学校の学童保育所のトイレの洋式化ということなんですが、トイレの洋式化で1,030万円もかかるんですか。ちょっとその辺のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

学童保育所のトイレなんですけれども、トイレの面積が狭いものですから、単純に便器を置き換えるればそれで洋式化が済むという状況にはございませんで、床をはつて配管をやり直すところからしないといけないというところ。あと、多目的トイレが昔の基準で造られていますので、車椅子が転回できないとか、そういう問題もあるのでちょっと拡張する、ただ、トイレ自体の総床面積は変えられないので、大きい部屋と小さい部屋を入れ替えて施工するとか、ちょっと工事のほうにはいろいろと手がかかりますので、積み上げますとこの金額にどうしてもなってしまいます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。学童保育所のトイレの洋式化は進めていただき感謝するのですが、ちょっと、国ほうの補助金、1事業者につき100万円程度というふうに聞いておりましたので、すごい、ちょっと高額な工事費になっているところで、少し聞かせていただきました。やっていただくことに感謝しております。

あと中央学童につきましては、令和8年度ということになるというところなんですね。令和8年、もう2年先になるんですけども、ちょっとその辺のところは前倒しはできないんでしょうか。

委員長（文野慎治君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）お答えいたします。

確かに、令和8年までご不便を我慢していただくというのも、ちょっと現在は、対応を何かしらできないかというところは考えているところで、例えば、洋式の簡易トイレを仮に設置するとか、そういう手段が取れないかというのは、現在検討しているところではございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）困っている子どもたちの声ですので、その検討ということですが、これも前から言っておりまして、もう検討が何か長期化されているように思いますので、そういう簡易的なもので対応できるのであるならば、また対応を速やかにやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、違う項にいきます。

上のほうの社会福祉事業につきまして、社会福祉協議会補助金930万1,000円について、ご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）社会福祉協議会の補助金の説明をさせていただきます。

こちらのほうは、社会福祉協議会の職員の退職による退職手当について予算要求しておるものでございます。こちらのほうは社会福祉法人熊取町社会福祉協議会補助金要綱に基づいて、法人運営事業のうち、退職手当に該当するものを補助金の増額としておるものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）その補助金要綱というのがあって、退職手当は町のほうが補助するというふうになっているというところなんですね。分かりました。

今までそんなんありましたかね。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）すみません。正確な資料のほうはちょっと手元にないんですけども、以前から退職される場合においては、退職手当の分について、年齢がもう確定しておる場合は、当初の予算のほうで要求のほう、補助金の額に合算してやっておったんですけども、今回、年度途中での退職ということでありましたので、補正予算での要求とさせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。社協には大体年間3,000万円ぐらい補助をしているかと思うんですが、当初予算の中ではなかって、途中退職というところで補正になったというところですね。分かりました。理解させていただきました。

今ちょっと、社協、お仕事、本当に社会福祉法人というところで、各種相談事業、コロナのときもそうですが、いろいろ相談事業があって、また、今、移送サービスもやっていただいているし、また、災害時のときのボランティアセンターもやっていただくし、いろいろ、地域福祉権利擁護事業とか、もう家族介護者支援事業とか、楽知恵さんとか、いろんな事業をたくさんやっていただいて、本当に社協の役割というのはすごく大きくて、大変かなというふうに思うわけなんですが、その中で、こうやって途中退職等があったというところで、事業の運営につきましては問題ないのか、ちょっとその辺のところが気になるんですが。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）我々も、地域福祉のために社会福祉協議会とは連携を密にして、いろいろと協議のほうを進めております。こういう状況になられて、事業のほうも継続して可能かどうか、進められているかどうかかも、逐一、状況等を確認しながら、今、現状については、事業のほうは滞

りなくできておるということをお聞きしております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

ちょっと、そのスタッフは、社協というのは何人で運営していただいているんですかね。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）今、現状、令和6年度の社協職員の正職員の数でいいますと、正職員が3名で、嘱託職員が3名、臨時職員が5名で、合計の11名が社協職員として在職しておるところでございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。今回、お1人辞められたというところですが、その人数、辞められても11人というところなんですか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）令和5年度は職員の数が12人おりましたので、1人お辞めになられて、今回11名となっております。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら正職の方がお1人減ったと、令和5年度は4人いてたのが、6年度は3人になったというところですね。ちょっとその業務の内容につきまして、大変な中で、また、今度、老人福祉センターのほうも社協が指定管で運営してくださることになっております。この11月からですかね。だから、そういった中で人員確保というんですか、また、この運営が大変かと思うんですけども、その辺のところもちょっと気にはなっているんですが、ちょっと町民のほうからも心配のお声とかも聞いておりまして、その辺の運営につきましては、管理運営というか、そういうところは町がするのか、社協なので府の社会福祉協議会がするのか、その辺のところは、その管理体制というんですか、その辺はどこになっているんですか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）職員の体制につきましては、熊取町社会福祉協議会が独自で管理することになりますので、府の社会福祉協議会から何かしら人が来たりとかいう形ではありませんので、町の社会福祉協議会の中で人を確保する。雇用するに当たっても、全て熊取町社会福祉協議会の中でされております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。じゃ正職が1人足らなくなった分につきましては、町の社協がちゃんと人員確保するというところですね。ちょっと町のほうも11月から指定管になって運営委託するので、その辺のところに町はどのように関わっていくのかちょっと教えてください。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）こちらの指定管理のほうに当たって、正職員が増加というふうにはなっておりませんので、現状、人員を確保して、その中で運営、12月からの老人福祉センター、お名前変わりますけれども、そちらのほうの指定管理として運営のほうをしていただくように、こちらのほうは、できる限りのフォローなりバックアップのほうをしていくということになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。町のほうも、やっぱりちょっと町の社会福祉の関係なので、いろいろ社協が事業を運営してくださっていて、本当に共生社会を築くために、いろいろ社協がやってくださっている中で、人員が減っているというところにつきましては、町のほうもしっかりと支援していただき、フォローをしていただき、バックアップと今課長おっしゃってくださっていましたが、

そういう面、辞めていかれる方、やっぱり仕事量が多いから大変なのかとか、その辺のところは事情は分からぬんですけども、その人員確保に向けて、町もしっかりバックアップしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）すみません。社会福祉協議会のほうも、今も、現状も募集のほうはかけ続けておりますので、そちらのほうで、できるだけ早期に募集があつて決まればいいなと、こちらのほうも思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私も、渡辺委員が質問した同じことで質問したいと思っているんですが、ここで退職手当に係る補助金が出ている最初の正職員というのは1名だけですよね。その退職された正職員というのは、私は聞いているところでは、事務局長をしていた方というふうに聞いているんですが、そういう理解でよろしいですか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）そのとおりでございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）現在、その退職された方の分の補充ができていないということなんですね。だから、非常に重要なポストにあった方の穴埋めができていなくて、それで、現在はその事務局長に代わる仕事の部分をどなたかが代行して運営しているという、そういう状態なんでしょうか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）現在、会長含め、各職員の方がそれぞれ分担して業務を遂行していただいているというふうにお聞きしております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）正職員の方以外に、非正規の方、嘱託とか、社協の場合は臨時職員という表現を使っているなんでしょうか、その嘱託や臨時職員の職員の中でも辞められた方はございませんか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）現在、令和6年度においてお辞めになられた方は、お1人の退職分に係つてはお辞めになられているんですけども、ちょっとそちらのほうに関しては、すみません、資料のほうが手元にございませんので、申し訳ございません。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私が聞いていた情報では、事務局長を含めて3名が何か退職されたというふうなことを聞いていまして、その分の補充はできているのか非常に心配していたんですが、その辺は正確に把握しておられないんでしょうか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）すみません。確実な数のほうは、確認のほうを再度取らせていただかないでちょっと分からぬんですけども、すみません、お1人は退職を撤回されて、職員として戻らされているという方はいらっしゃいます。お1人が退職。嘱託員でお1人お辞めになられているというふうにはお聞きしております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今のご説明でも分かりましたけれども、結局、正職員の方以外に2人も辞められて、1人はまた戻ってこられたというふうな状況になっているようなんですね。それぞれ年度途中で、どういう順番になっていたんか知りませんが、正職員の事務局長もお辞めになり、正職員の事務局長以外の2人の職員も辞められて、1人はまた、多分こちらから要請したんだと思いますが、戻ってこられたと。でも非常に、年度途中でも大変な状況が社協の中で起こっているんですけども、そういうことについて、町が人事のことを指示することはできないんでしょうかけれども、そ

といった、なぜそんな事態が起こっているのかということは、やはり、重要な事業を社協にお任せしているわけですから、そこはきっちり町としてもつかんでおくべきではないのかなという気がするんですが、その辺はいかがですか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）ご回答します。

こちらのほうでも、社会福祉協議会、先ほども申しましたが、地域福祉を進める上では、社会福祉協議会と密に連携を取ってという部分もございますので、状況につきましては、こちらのほうも隨時、いろいろと状況はお聞きしながら進めておるところですけれども、やはり、個々の方のご事情での対応となりますので、こちらからどうということが、すみません、できませんので、現在は、今の現状は聞きながら、できる限りのフォロー、バックアップのほうをしていくようには努めております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）すみません、もう1点だけ。たしか、町の幹部職員であった方が退職されて、社協の中で1名働いておられますよね。その方は、今、社協の中でどういう役割を果たしているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）役職としては、会長の下の参与という形で在職のほうをしていただいて、入っていただいております。こちらのほうで、全体の業務の助言なり、管理の面でも活動していましただいております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ずっと以前は、町のほうから派遣といいますか、町の正職員が一時的に社協の中で働いているというようなこともございましたが、最近は、退職した町の職員が、社協の中で一定の役割を担うというふうなことも続いているんですが、せっかく町の元社会福祉関係で部長級で働いていた方がそこに所属しておられるにもかかわらず、このような事態を招いてしまっているというのは、非常に何か残念なように思うんですが、ぜひ、その点は、町のほうもきちんと目を光らすというか、サポートできるように頑張っていただきたいと思います。

委員長（文野慎治君）答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第58号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時47分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事 業 厚 生 常 任 委 員 會

事業厚生常任委員会

月　　日 令和6年9月12日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	二見 裕子	副委員長	大林 隆昭
	委員員	多和本 英一	委員員	長田 健太郎
	委員員	江川 慶子	委員員	河合 弘樹
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原 敏司	副町長	南 和仁
	教育長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総務部長	永橋 広幸	健康福祉部長	野原 孝美
	健康福祉部統括理事	石川 節子	都市整備部長	白川 文昭
	都市整備部理事	庭瀬 義浩	企画財政経営課長	近藤 政則
	企画財政経営課参考事	竹田 陽介	人事課長	大神 輝光
	健康・いきいき高齢課長	桑原 良治	介護保険課長	松藤 茂孝
	保険年金課長	橘 和彦	下水道河川課長	朝倉 優
事務局	議会事務局長	東野 秀毅	書記	阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第50号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第55号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することについて
議案第56号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案第59号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、議案の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願ひいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願ひします。

この提案理由の中で、行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国の法律により、令和6年12月2日から被保険者証が停止されることに伴いということで、この条例案が出されております。被保険者証が廃止されるということは、ちょっと私どもはいかがなものかといつも意見を言わせていただいているんですが、今回、過料というところの条例改正ですよね。これについて、これまでの該当者とか状況というのは、どうなんでしょうか。また、今後同じようなケースがあった場合の対応、分かりましたら教えてください。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）この過料を定める分に関しましては、これまで、保険証更新の際、古い保険証を回収して新しい保険証を発行するということで、有効な保険証を何枚も発行しないような形で運用してまいりました。それで返還に応じない場合に過料の設定というのがあったかと認識しておりますが、多分、過去の例では過料まで徴収したことではないと考えております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）もう一点お聞きしたいんですけども、今後どのようになるのかという部分をお願いします。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）現在発行している保険証に関しましては、これから発行する分もそうですけれども、12月2日以前の分は記載している有効期限内は有効な保険証となりますので、それが過ぎれば当然、保険証としての機能は失われますので、一応返還ということはありますけれども、過料まで当然取ることはございませんし、ということになります。

マイナ保険証になりましたら、随時、最新の情報が更新されていきますので、そういう方々の回収というのも当然発生しません。また、資格確認書も今の保険証と同じように、毎年、必要な方には発行していくことになりますので、その分に関しましても有効期限がございますので、特に問題ないかと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第50号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

介護保険料に係る普通徴収の特例の廃止、これがまず1点目ですよね。及び納期の変更並びに指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時にを行う場合の手数料を定める必要があるためということで、2つの理由で今回、条例改正の提案が出ておりますが、まず、1点目の普通徴収の特例の廃止というのは、65歳になった方のみの対応なのか、その辺ちょっと私の認識がそんなふうに思っているので教えてください。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）すみません。介護保険料の普通徴収の特例なんですけれども、3点ございまして、旧条例でいきますと第6条、第7条の辺りが特例になります。

その部分なんですが、65歳到達の方だけというわけではなく、ずっと普通徴収の方もいらっしゃいますので、その方も特例に該当する場合、ございます。その場合は適用外ということで、特例がなくなることになります。

以上でございます。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。ということで、言えば4月、5月、6月は徴収業務がないというふうに理解したらよろしいですか。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）委員のおっしゃるとおり4月、5月、6月は仮徴収がなしということになりますし、7月に本決定をいたしまして、残りの9か月で普通徴収の金額を納めていただくということになります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。1期が7月からということなんですね。特別徴収の方は年金から引落としになるんですけども、普通徴収の方は7月から毎月振り込むなり納付するということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）引き続き、もう一つのほうです。

7ページになりますが、同時に行なった場合の手続申請のことですが、旧の部分の第13条のところでは、法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者、金額が1万円ということですが、今回は13、14と第2条の2関係で条文が第14項ですかね、増えています。14については、法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定更新申請及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定更新申請を同時にしようとする者ということで、ケアプランを立てる業者などがここに該当すると言っているんですが、これ同時にされるときには、現在は1万円の手数料というのかな、が、今回14が増えることによってもう1万円加算されるということではないですか。その辺ちょっと詳しく教えてください。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）すみません。そちらのほうなんですけれども、ケアプランセンターにつきましては、介護の認定を受けた方のケアプランをつくる事業所と、予防の方のプランをつくる事業

所と2つ申請が必要になります。いずれの更新についても1万円かかっていたんですけれども、事業所によってはどちらの事業も行っている事業者がございます。その場合、同時に更新された場合1万円にする、2万円かかるところを1万円という割引の形になるんですけれども、そのような規定を設けておるところでございます。

予防なんですかけれども、予防支援の計画をつくるのは基本的には包括支援センターがつくることになっています。今現在では令和5年度まではそのようになっておりました。もしくは包括支援センターが委託した事業者がケアプランを作成することになっておったんですけれども、このたび法改正によりまして、事業所がじかに計画をつくることができることに法が改正されたことによるものとなっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）今まで予防支援の部分は包括支援センターがつくっていた部分だったものを、事業所も計画できるようになつたということで変更があるということですね。分かりました。

金額的なところがちょっと私よく分からなかつたんですけれども、もう一回、教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）介護としての事業者として更新するのであれば1万円かかる。予防としての事業者として更新するのでも同様に1万円かかるんですけれども、事業者によっては、介護も予防もできるような事業者がございます。同時に更新の申請をなさった場合は、2万円ではなく1万円、手数料として頂くという形になります。

以上でございます。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終ります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第55号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することについての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、私はつかりで。ほかの方も質問してくださいね。

後期高齢者医療広域連合規約の件ですが、これも国保と同じような感じで令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴いということの条例提案なんですが、内容的には2ページのほうに、被保険者証及び被保険者資格証明書の名前が資格確認書という変更内容なんですけれども、これはマイナ保険証でこれからいこうということで改正に出されるものなんですけれども、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書は自動で送付されるのでしょうか。その点、確認させてください。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）資格確認書に関しましては、後期高齢のみならず国民健康保険でもそうですが、申請によらずマイナ保険証もしくはオンライン資格確認ができない方には発送するこ

とになっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について大阪府後期高齢者医療広域連合と協議することについての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第56号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）水道の関係なのでどこが答弁するのかちょっとよく分からんんですけども、大阪広域水道企業団の共同処理をするために、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市が入ってくるという条例改正ですよね。それで、この企業団の議会です。議員の選出方法について、前から当時の議長がどうしたら住民の声が届くか、そういう企業団になるかということで選出方法について、かなりもめていた記憶があるんですけども、ここが参入することによって、どのような変更があるのか、その辺のことが分かりましたら教えていただければと思います。

委員長（二見裕子君）朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長（朝倉 優君）企業団のほうでございますが、企業団の議員定数のほうは定められておりますので、それに基づいて選出されるというふうに認識しております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）それは理解しているんですけども、もう少し詳しく、熊取町がどうなるのかということはどのようにになっているんでしょうか。

委員長（二見裕子君）朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長（朝倉 優君）現在聞いておりますところでは、特に選出方法には変わりはないということで、輪番に基づいて選出されるというふうに聞いております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）その選出方法というのは、今、説明は難しいですか。

難しければ、また後ほどお願ひしたいなと思います。また、こちらからも議長から聞かせていただくこともできると思うので、知させてもらうようにいたします。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第56号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第59号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）失礼いたします。8ページ、9ページの基金積立金のところなんですかけれども、国民健康保険財政調整基金積立金がここに記入されておりますが、この9月議会の時期に出されることは、令和5年度の決算が今行われているので、この時期になつてはいるのか、毎年この時期にこの積立基金の金額が上がつてはいるのか、その辺のご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）まず、この基金の積立てに関しましては、まず前年度の決算によりまして繰越金を今回、入のほうで上げさせていただいています。そこから様々な交付金の返還等を通じた分の基金の積立てということですけれども、令和5年度まではその繰越金も含めて、いわゆる激変緩和措置ということで保険料の軽減の財源として活用してまいりましたが、今回に関しましては、もう軽減措置がございませんので、前年度の決算によります黒字の分を基金として積み立てるというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）国保の統一化によって、熊取町独自の軽減措置の金額の分を基金に積み上げるということですか。

委員長（二見裕子君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）例年この時期かというところは、この時期に本来であれば基金の積立ても計上するんですが、先ほど言いました令和5年度までは軽減の財源として基金に積み立てることなく、まず保険料の軽減として歳入のいわゆる減少、それをこの繰越金で賄っていたということになりますので、本来、軽減よりも多い繰越しがあれば計上していたと思いますけれども、保険料の軽減ということで、この時期に当然決算の中で対応していたところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第59号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第60号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第60号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第61号 令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 令和6年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時24分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子